

問題1)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- ① 企業の提供する会計情報には、本来、投資家の意思決定を支援する役割や、利害関係者の利害調整に資する役割を果たすことが求められる。しかしながら、中小企業においては、投資家と直接的な取引が少ない傾向があり、投資家の意思決定に対する役割を重視する会計基準を適用することは必ずしも適切とはいえない。そこで、中小企業が計算書類の作成を行うにあたって拠ることが望ましい会計処理や注記を示した「中小企業の会計に関する指針」が平成17年に公表された。当該指針においては、より利害関係者との利害調整に重点が置かれている。
- ② 「中小企業の会計に関する指針」の適用対象は株式会社だけでなく、特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社も含まれる。ただし、株式会社のうち、(1)金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関係会社、(2)会計監査人を設置する会社及びその子会社、に該当する場合は適用対象外となる。
- ③ 「中小企業の会計に関する指針」では、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められている。例えば、有価証券の時価評価や固定資産の減損会計などは強制されていないことや、税効果会計の一時差異についても重要性が低い場合には適用とならないこと、などがあげられる。
- ④ 税法の取扱いとは異なり、「中小企業の会計に関する指針」では、固定資産の減価償却は強制されており、每期継続して規則的に行うことが求められている。
- ⑤ 企業は「中小企業の会計に関する指針」を適用することにより、自社の経営実態を正確に把握することが出来るメリットがある。また、税理士が作成した「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」を金融機関に提出すると金利優遇を受けられる場合もある。

問題 2)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- ① 企業会計原則において貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、株主、債権者その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない、とされている。ただし、正規の簿記の原則に従って処理された場合に生じた簿外資産は貸借対照表の記載外におくことができるが、簿外負債はこの限りではない。
- ② 企業会計原則において貸借対照表は、資産の部、負債の部及び資本の部の三区分に分ち、さらに資産の部を流動資産、固定資産及び繰延資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に区分しなければならない、とされている。
- ③ 企業会計原則において資産、負債及び資本は、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は資本の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない、とされている。
- ④ 企業会計原則において資産及び負債の項目の配列は、原則として流動性の高いものから記載する流動性配列法によるものとする、とされている。
- ⑤ 企業会計原則において資本は、資本金に属するものと剰余金に属するものとの区別しなければならず、そして剰余金は、資本準備金、利益準備金及びその他の剰余金に区分して記載しなければならない、とされている。

問題3)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- ① 企業会計原則上、すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならないとされている。
- ② 企業会計原則上、前払費用及び前受収益は、これを当期の損益計算から除去し、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に計上しなければならないとされているが、これは一般的に「保守主義の原則」と呼ばれる原則によるものである。
- ③ 企業会計原則上、売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。ただし、長期の未完成請負工事等については、合理的に収益を見積もり、これを当期の損益計算に計上することができる。
- ④ 企業会計原則上、費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならないとされており、これは一般に「総価主義の原則」と呼ばれている。
- ⑤ 企業会計原則上、費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。これは一般に「費用収益対応表示の原則」と呼ばれている。

問題4)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- ① キャッシュフロー計算書とは、一定期間における資金の流入・流出の状況を営業活動、投資活動、財務活動の3つの活動区分別に表示したものである。特に営業活動によるキャッシュフローは、企業の本業によるキャッシュの増減を表しており、これがマイナスの場合は本業が赤字であることを表している。
- ② 営業活動によるキャッシュフローがマイナスとなる期が複数期に渡り続いている企業は、事業による利益が得られておらず、倒産の可能性があると言える。また、再建が必要となる企業の場合は、財務活動によるキャッシュフローがマイナスとなって資金破綻する企業もあるので、倒産予測の判断を行うために財務活動にも注意することが必要である。
- ③ 営業活動によるキャッシュフローの表記方法は、直接法と間接法がある。直接法は、実際の資金の動きを主要な取引ごとに集計し表示する方法であり、間接法は、税引前当期純利益をベースに調整項目を加減し表示する方法である。間接法は直接法より簡便的に作成できる一方で、キャッシュフローの構成項目を詳細に把握することは出来ない。
- ④ 営業活動によるキャッシュフローの主な項目として、1)商品の販売及び役務の提供による収入2)商品及び役務の購入による支出 3)従業員に対する給与及び役員に対する報酬の支払などがあげられる。
- ⑤ 営業活動によるキャッシュフローには財務活動または投資活動に該当しないその他のキャッシュフローも含まれる。具体的には法人税等の支払や災害による保険金収入及び損害賠償金の支払などが該当する。

問題5)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- ① 粉飾決算とは、外部への財務情報提供の際、取引や事実の隠蔽や架空資産計上を通して経営成績や財政状態についての実態をよりよく見せかけた財務諸表を作成することをいう。粉飾決算は、業績が悪化した企業が経営破綻や上場廃止を免れるなどのために実行されることが多い。
- ② 流動資産は、貸借対照表中で最も粉飾決算の材料として使われやすいという点を問題視しておかなければならない。特に「架空売上」や「架空在庫」を計上する不正行為がありえる。架空売上の検証のため、顧客からの発注書、在庫の出荷記録、顧客からの物品受領証、請求書控など調査する。
- ③ 売上や原価、経費に季節変動が見られる場合には注意が必要である。特に、決算月や特定の月に他の月と大幅に異なる計数がある場合には、財務分析を慎重に行う必要がある。いかなる業種であっても、健全な企業においては売上や原価、経費に季節変動が少ないことを認識し、大きな変動が見られる場合には、何らかの粉飾決算が行われていることをまず疑うべきである。
- ④ 粉飾決算のほか、財務諸表が企業の財政状態や経営成績を適切に表示されない理由として、税務重視の会計もあげられる。非上場企業など公認会計士の監査が強制されない会社においては、会社法の規定はあるものの会社法違反で処罰を受けることは通常は少なく、決算に関する強制力を有するのは税務申告の局面ぐらいである。しかし、税務上のルールと会計上のルールには異なる面が多いことから、税務上損金に算入される費用以外は計上することに意味がないため、よって本来の会計基準に照らせば適切でない決算書が作成されやすい背景がある。
- ⑤ 粉飾決算のほか、財務諸表が企業の財政状態や経営成績を適切に表示されない理由として、決算担当者の能力上の問題や手間と負担の問題がある。近年の国際会計基準の導入が進み会計基準は年々複雑になっている。しかし中小企業においてはそれらの決算を組む能力を有する従業員を確保できない場合も多く、適正な決算を組むためには多大な時間と手間を要する。そのため粉飾ではなく非意図的に間違えた処理が行われてしまう可能性があると考えられる。なおこれを担保する制度として、中小企業向け会計基準の設定や、会社法上の会計参与制度などがある。

問題6)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- ① 人材、技術、技能、知的財産（特許権・ブランド等）、組織力、経営理念、顧客とのネットワークなど、財務諸表には表れてこない目に見えにくい経営資源の総称として「知的資産」の考え方がある。そしてこの知的資産を、企業における競争力の源泉ととらえ、自社の強みとしてしっかりと把握しそれを活用することで業績の向上に結び付ける経営の事を「知的資産経営」と呼ぶことがある。
- ② 知的資産は基本的に定性的なものであるが、知的資産経営の実行の過程における進捗度合を示す客観的な指標としてK P I（Key Performance Indicators～重要業績評価指数）を、また知的資産経営を実行した結果（取り組みの成果）を数値化した指標としてK G I（Key Goal Indicator～重要目標達成指標）を設定することにより、ある程度の可視化や定量化が可能である。
- ③ 知的資産の分類の考え方の一つに、会社の構成員個人（社長・従業員）に付随するいわゆる「人的資産～human assets」がある。そして、人的資産のK P Iとしては、社内外技能試験合格者数（合格率）、研修受講数（売上高研修費用比率）、従業員定着率、女性社員（管理職）登用数（比率）などがあるが、中には他の知的資産とクロスオーバーするものもある。
- ④ 知的資産の分類の考え方の一つに、組織や仕組に付随するいわゆる「構造資産～structural assets」がある。そして構造資産のK P Iとしては、新製品開発数（開発P J数）、生産リードタイム（短縮日数）、商品在庫回転月数（短縮月数）、生産改善提案件数と採用数（率）、新製品売上寄与率、知的財産（特許権・ブランド等）保有数（出願・登録件数）などがあるが、中には他の知的資産とクロスオーバーするものもある。
- ⑤ 知的資産の分類の考え方の一つに、組織外とのつながりに関係するいわゆる「関係資産～relational assets」がある。そして関係資産のK P Iとしては、固定長期適合率、継続受注数（継続受注率）、協力会社数（協力会社発注率）、共同開発先数（着手件数）、購入（利用）リピート率、ポイントカード会員数などがあるが、中には他の知的資産とクロスオーバーするものもある。

問題7)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- ① 売上総利益率とは売上高と売上総利益の比率のことで、売上総利益は製造メーカーなら売上高から製造にかかる材料費や労務費を控除した差額、販売会社なら売上高と仕入高との差額であり、一般に売上総利益率はその企業の持つ商品力の指標ともいえる。
- ② 一般に売上総利益率が高いほうが商品力は高く収益的には有利と言えるが、仮に低くても商品回転率を高めることで、会社を維持するために必要な営業利益を得ることができる。ただしこうした会社の場合には、良好な品質管理体制や合理的な物流／販売体制が確保されていないと、容易に収益が悪化する可能性もあるので注意が必要である。
- ③ 売上総利益率は同じ業種であれば類似商品を商材としている可能性が高いことから、一般に近い数値になる傾向がある。一方、利益率そのものは業界、業種、業態、取扱商品によって大きく異なるのが普通であることから、同業種の平均値等を参考にその優劣を検証する必要がある。
- ④ 売上総利益率が悪化する要因には、商品の陳腐化や他社との競合による販売単価の下落、材料費や労務費の高騰による仕入単価の上昇、購買戦略の失敗等による在庫の増加などがある。また売上総利益率の経年での変化を見ることにより、現時点での企業の問題点や弱点が明らかになる場合がある。
- ⑤ 売上総利益を好転させるための単純な方策には、販売単価の引上や材料費などのコスト削減、仕入単価の引き下げなどがあるが、得意先や仕入先との力関係等があり簡単にはいかないことが多い。従って利益率の高い商品へのシフトや、仕入先の変更などもあわせて検討することが有効であることもある。

問題8)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- ① 棚卸資産は販売されることによりはじめて会社に利益をもたらすが、仕入から販売されるまでの貸借対照表に資産として計上されている期間は利益獲得に貢献しない上に、その購入に充てた資金が商品というモノに形が変わって倉庫等に滞留していることを意味する。
- ② したがって貸借対照表に計上されている棚卸資産の増加は、キャッシュフロー計算書の営業収支のキャッシュのマイナスとして調整が必要となる。逆に、前期から繰り越されてきた棚卸資産が当期に販売された場合には、前期末の在庫が販売されて資金化されたことを意味するため、キャッシュフロー計算書の営業収支のキャッシュの増加として加算調整する。
- ③ 棚卸資産の適正な在庫量は経営上必要な運転資本であり、これに売掛金と買掛金の差額を加えたものは経常運転資金と認識され企業活動を続ける上で不可避免的に発生する。ただし棚卸資産が長期間にわたり在庫となっている場合は、これは不良在庫と呼ばれ、営業収支に影響を及ぼし経営上も大きな問題といえる。
- ④ このため、不良在庫の削減は喫緊の課題といえるが、これ以外にも、業務の標準化・自動化や発注出荷サイクルの短縮などによるリードタイムの短縮化も在庫削減の方法として取ることができ、また、業務の効率化は売上原価そのものの削減に寄与することも多いことから、二重の意味で営業収支の改善に有効な手段となる。
- ⑤ 不良在庫の問題とは別に、これまでは原価法と低価法の選択適用が認められていた棚卸資産の評価に関し、企業会計における会計基準の変更により、平成21年3月期より低価法が強制適用されることとなった。この変更は企業会計における損益とキャッシュフローに少なからぬ影響をおよぼすこととなった。



問題9)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- ① フリーキャッシュフローは、一般的に「営業キャッシュフローから、法人税と事業維持のためのキャッシュフローを差し引いた、企業が自由に使えるキャッシュフロー」と定義されることが多いが、「事業維持のためのキャッシュフロー」をどこまで含めるかにより、いくつかの定義と考え方が存在する。
- ② フリーキャッシュフローは、事業への投資を差し引いたネットとしての事業の健全性・収益性を表しており、営業キャッシュフローがプラスでも事業に過大な投資をしていると、フリーキャッシュフローはマイナスの場合もある。そしてこれは、全体の資金収支を財務収支によって穴埋めしていることを意味しており、会計・財務的には極めてネガティブな状況ととらえ注視する必要がある。
- ③ 「事業維持のためのキャッシュフロー」を投融資への投資を含めた、本業（事業+投融資）全体の投資キャッシュフローと考えた場合、企業としての投資キャッシュフロー全体を引いているため、営業キャッシュフローを本業からの回収と定義した場合は、いわば株主に帰属するフリーキャッシュフローの概念に近くなる。
- ④ 「事業維持のためのキャッシュフロー」を事業のための設備投資のキャッシュフローと考えた場合、事業への設備等投資額全体を引いており、営業活動全体の結果が生み出すパフォーマンスを把握しやすく、事業部分に帰属するフリーキャッシュフローの概念に近くなる。
- ⑤ 「事業維持のためのキャッシュフロー」を既存活動維持のために限った設備投資のキャッシュフローと考えた場合、既存事業維持のためだけの設備投資のキャッシュフローを引いているため、新規投資せず、既存事業を継続していくときの営業活動の安全性が把握しやすく、既存事業に帰属するフリーキャッシュフローの概念になる。

問題10)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- ① 退職給付引当金とは、将来、従業員の退職時に必要となる支払債務に備えるために、あらかじめ引当計上したものである。人事・労務デューデリジェンスにおいても把握される項目であるが財務デューデリジェンスにおいても将来の支払いが見込まれるため、その金額と支払い時期について調査する。
- ② 退職給付債務は、企業の就業規則等の定めに基づく退職給付制度で退職一時金、厚生年金基金及び確定給付企業年金の退職給付制度を採用している会社にあつては、従業員との関係で法的債務を負っていることになるため、退職給付引当金の計上が必要となる。
- ③ 退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想残存勤務期間に基づいて割引計算した退職給付債務に、未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付債務に係る引当金として負債の部に計上する。
- ④ 退職一時金制度の場合、退職給付に係る期末自己都合要支給額をもって退職給付債務とすることは、会社が自ら計算することができる方法である。確定給付型の企業年金制度であっても、通常、支給実績として従業員が退職時に一時金を選択することが多い。この場合には、退職一時金制度と同様に退職給付債務を計算することができる。
- ⑤ 会社が定める退職金規程がなく、また、労働組合等との間で退職金の支払に関する合意が存在しない場合には、退職給付債務の引当計上は不要である。したがって、過去退職金の支給実績があり、将来においても支給する見込みが高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合でも、退職給付引当金を計上することはできない。

問題 1 1)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- ① 貸借対照表(B/S)は、公表用のB/Sとは別に事業再生やM&A、特別清算などの場面に応じて時価B/Sや実態B/S、清算B/Sなどの修正B/Sが作成される。その中で実態B/Sは一般にゴーイングコンサーンベース(継続企業前提)で資産評価を行ったものを意味する。実態B/Sを作成した結果自己資本がマイナス(実質債務超過)となった場合、金融検査マニュアル(注)に定められた一定の要件を満たさないと金融機関における債務者区分は原則破綻懸念先以下とされる。
- ② この実態B/Sを作成するうえでの準拠指針の1つとして、「中小企業の会計に関する指針」(以下中小指針)がある。この中小指針に基づく財務報告により、金融機関側にとっては格付評価審査・自己査定などにおける効率化や与信判断の精度向上に寄与することが期待できる。また、企業側にもそれに伴い円滑なファイナンスの提供が受けられる可能性が広がるなど、双方にメリットがある。
- ③ 中小指針における金銭債権とは、金銭の給付を目的とする債権をいい、これには、預金、受取手形、売掛金、貸付金等が含まれ、金銭債権には、その取得価額を付すとされている。なお、金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、金銭債権の属する科目ごとに、取立不能見込額を控除する形式で計上しなければならない。
- ④ 中小指針においては、予測できなかった著しい資産価値の下落があった際には、取得原価を減額しなければならない、とされている。具体的には、固定資産としての機能を有していても、1) 将来使用の見込みが客観的にないこと、2) 固定資産の用途を転用したが採算が見込めないこと、の両方に該当し、かつ時価が著しく下落している場合がこれに相当し、この場合には減損損失を認識する。
- ⑤ 中小指針における繰延資産とは、既に代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用を資産として繰り延べたものをいう。創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費、新株予約権発行費などがこれに相当する。

(注) 同マニュアルは、金融庁より2019年4月1日を目途として廃止の方向性が示されているが、本試験の適用法令等の基準時点である2019年2月1日時点では存続していることから、その前提にて解答のこと。

問題12)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- ① EBITとは、Earnings before Interest and Taxesの略であり、利息税金控除前利益のことであるが、営業利益で代用される場合もある。EBITのほかEBITDAという指標もよく使われるが、これはEBITに減価償却費やのれんなどの償却費を加算したものである。
- ② EBITDAは、企業が本業でキャッシュフローを獲得する力と考えることができる。EBITDAは借入金及び利息の返済や新規投資の原資となることから、再建計画における借入金の総額や投資計画とのバランスが重要である。
- ③ 一般に、再生局面においては、DCF法やEBITDAマルチプル法により算出された債務負担能力を金融支援額の最大値としながら、時価純資産法により求めた実態債務超過額を加味することで金融支援額の妥当性の検討が行われる。これは、対象企業の収益力回復のシナリオを加味した上で、必要最低限の金融支援額を準備すればよいという考えに基づいている。
- ④ 再生対象企業の企業価値を評価する主な方法として、(1)財務デューデリジェンスにおいて作成した実態バランスシートに基づき、コストアプローチにより企業価値をはかる時価純資産法、(2)事業再生計画において策定した将来の損益計算書に基づきインカムアプローチにより企業価値をはかるDCF法、EBITDAマルチプル法などがある。
- ⑤ 総資本利益率(ROA)は総資産に占める利益の割合を表す指標で投下資金の利益効率を表していて、利益を総資本で除すことによって求められる。分子の利益は分析の目的により、営業利益、経常利益、当期純利益やEBITDAが用いられる。利益の代わりにフリーキャッシュフローを用いた分析が行われる場合もある。

問題 1 3)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- ① 事業再生にとってキャッシュ管理は最も重要で注意を要する事項の一つであり、運転資金を適切に管理することが事業再生の第一歩といえる。運転資金の概念には、運転資金を流動資産とするもの、流動資産から流動負債を差し引いたとするものなど様々あるが、その時々で使い分けられていることに留意する。
- ② 運転資金の管理では営業循環期間が重要性を持つ。調達した資金が棚卸資産や製造等の過程を経て顧客に販売され再び資金として回収されるまでの期間が営業循環期間であり、これが長期に渡る場合には必要な運転資金は多額となる。営業循環期間は業種や商習慣に大きく影響を受けるが、必要以上の在庫や回収期間の長い営業債権を抱えている場合等には、適切に管理を行い運転資金が過剰にならないようにする必要がある。
- ③ 現金回収のマネジメント手法には売上割引や債権の販売等の手法があるが、いずれの方法でも利息や手数料等の分だけ減額され、また、業界の慣行を勘案すべきであるので、個別に顧客と交渉し現金回収を図った方が良い場合もある。
- ④ 支払のマネジメントでは、一般論としては重要な仕入先には条件通りの支払いを行いつつ、重要でない特定仕入先に対しては支払条件の交渉を行い、少しでも有利な支払い条件にすることが考えられる。新たな担保を差し出すことで期日延期の了承を得ることもあるが、極端な条件変更は与信管理上の疑義を生じさせる場合もあるので慎重に行う必要がある。
- ⑤ 現在の会計制度では発生主義に基づいた会計処理が行われているため、収益や費用は必ずしも現金収支と一致しない。そのため、発生主義に基づいた会計処理を実現主義に組み替えるのが資金繰表の考え方であり、収入と支出を各項目別に分類し月毎または日毎に現金残高等を詳細に把握し短期の財務計画の立案に役立てる。

問題14)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- ① 通常企業間取引では、商品の引渡し時には代金支払いを行わず決められた期日までに後日支払いを行なういわゆる掛取引が行われることが普通である。掛取引は信用取引ともいわれ、この仕組みを知っておくことは資金繰等経営管理上重要である。
- ② 掛取引はその仕組上、代金の未回収が発生する可能性が存在するが、販売先の経営状態を把握しておけば、こうした未回収のリスクを低減できる。代金回収におけるこうした不確実性の継続的コントロールともいえる与信管理は、企業が存続するうえでも非常に重要である。
- ③ 与信管理は損失を防ぐだけでなく、自社の売上げや利益の最適化の役割も担う。仮に中小企業を避け安定した大企業のみと取引を行ってれば代金未回収は起こりにくいと考えられるが、一方代金未回収を恐れ極度に取引に消極的になると、本来企業の目的である売上・利益の獲得や拡大は困難となることから、リスクとリターンのバランスの見極めも必要となる。
- ④ 与信管理においては、調査・審査の実施により取引を行っても問題ない会社であるかを確認した上で、与信枠や回収期間である与信期間を設けるのが普通である。また、企業における事業の安定性や財務内容は日々変化していくことから、定期的な調査・審査の実施も重要である。
- ⑤ 代金が未回収にならずとも、遅れて回収となることがある。この場合販売先に対し回収遅延にかかわる損害賠償の請求ができるが、販売契約書等にこれらについての取り決めがないと具体的な金利を提示できないことから、現実的に履行を請求できないことになるので注意が必要である。

問題15)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- ① 事業再生ファンドとは特に事業再生支援を目的として破綻懸念先や実質破綻先の企業に資金を提供して、事業再生を果たし、債権、株式等を転売することによって利益を得るファンドを指す。エクイティ型の投資スキームでは対象企業の株式を取得して事業再生を行い、再生後に株式を売却（上場を含む）して利益を得る。デット型の投資スキームでは負債を買い取り、債権放棄などによって正常化させリファイナンス等によって回収し利益を得る。
- ② ファンドを利用すると、デューデリジェンスが行われ、場合によっては第三者の目にさらされた上で再生計画を策定することになり、かなり踏み込んだリストラクチャリングを断行せざるを得なくなる。しかし、徹底したリストラクチャリングは債務者だけでなく、債権者にとっても損失の確定や地域での評判の低下などを招く恐れがある。
- ③ バイアウトファンドの資金は機関投資家や金融機関等から集めたものであり、再生企業に長期的に投資しておく性格のものではないため、かつては長い期間を要した会社更生手続きも、バイアウトファンドが主導して進める案件では、更生債務を早期に一括弁済したり、繰上げ弁済をして更生手続きを早期に終了させるケースが多い。
- ④ 地域企業再生ファンドは、地域の経済活力について大きな役割を果たす中小企業に対して中長期的に投資し、主にデット処理型で、過剰債務を時価で買い取り、2、3年をかけてリストラクチャリングを推進し正常先に戻す。再生完了まで継続的に支援していくというコンセプトのもとで投資による支援を行なっていることが多い。
- ⑤ 再建企業の事業のうち、継続可能性のある事業のみを切り離して再生ファンドに売却し、旧再建企業はその売却代金で一括弁済を行なって、残債とともに清算してしまうスキームがある。このスキームでは通常事業譲渡を利用することが多いが、それは許認可が事業に不可欠な業種において手続きの煩雑さを解消するためと、簿外債務などの旧会社に関わる将来的なリスクから完全に遮断されるメリットのためと考えられる。

問題16)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- ① 将来の業績についての正確な予測は極めて重要であるが、長期間のキャッシュフローを見積もった場合、先行きになればなるほど不確実性が高まる。そのため、一般的には、一定期間以降はキャッシュフローを生み出さないもの、企業価値がないものとして見積り計算を行う。
- ② 収益還元法は、当該企業が将来にわたり獲得すると見込まれる価値を企業価値算出の基礎とする方法である。将来獲得する価値を利益とする方法とキャッシュフローとする方法があるが、いずれの方法をとっても将来の価値を現在の価値に計算しなおすところに特徴がある。したがって、将来のキャッシュフローをどう予測し、割引率をどう決定するのかが極めて重要であり、かつ永遠の課題となる。
- ③ 企業価値をDCF法で算定する場合は、各年度のネットキャッシュインフローの算定が重要であるが、ネットキャッシュインフローの予測は再建計画そのものとも言える。損益計画・財務計画や設備投資計画を、現時点における可能な限りの合理的な予測に基づき算定する必要がある。
- ④ 適切に将来のキャッシュフローを予測するためには、過去の実績を詳細に把握、分析することが重要であり、単に過去の金額を並べるだけでなく、増加・減少の要因やキャッシュフローに影響を与える要素とその影響度などについて、できるだけ細かく分析しなくてはならない。
- ⑤ 売上高と変動費の算定には、販売数量と販売単価を予測するとともに、商品群及びサービスごとの変動コストを計算し、販売数量のみに比例するコストと売上高そのものに比例するコストなど、取引契約の内容等も十分に吟味して推量する必要がある。



問題17)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- ① デット・デット・スワップ(DDS)とは、金融機関が企業の財務状況等を判断するにあたって、負債ではなく、「十分な資本的性質が認められる借入金」のことであり、再生局面にある企業においては、債権放棄に代替する金融支援方法として活用することが期待されている。
- ② 例えば、地域事情や風評リスクを考慮すると債権放棄ができない金融機関が、放棄に代替して資本性借入金へ転換するケースや、返済に超長期間要する借入金の一部を資本性借入金へ転換するケースなどが活用方法として考えられる。
- ③ 「十分な資本的性質が認められる借入金」の償還条件については、資本に準じて、原則として、「長期間償還不要な状態」であることが必要である。具体的には、契約時における償還期間が5年を超えるものであることが必要であり、金融機関の自己資本として算入できる期限付劣後債務についても、同様の取扱いとなっている。
- ④ 「十分な資本的性質が認められる借入金」の金利設定については、資本に準じて、原則として、「配当可能利益に応じた金利設定」であることが必要である。具体的には、業績連動型が原則であり、赤字の場合には利子負担がほとんど生じないことが必要となるが、その場合、株式の株主管理コストに準じた事務コスト相当の金利であれば良いとされている。
- ⑤ 「十分な資本的性質が認められる借入金」として取り扱われるためには、原則として、「法的破綻時の公平性」が確保されていることが必要である。ただし、既存の担保付借入金から転換する場合などのように、担保解除を行うことが事実上困難である場合などには特例がある。

問題18)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- ① 事業再生における租税戦略の一つに繰越欠損金の活用がある。これは会計上の利益と税務上の所得は算出方法が異なり、法人税等は「税務上の所得」に対して課される為、税務上認められる過年度の欠損金がある場合、これを利用して将来の課税所得を小さくすることにより支払うべき法人税等を抑えることができる。
- ② 繰越欠損金はいわば将来の課税所得を減らす効果があり税金を前払いしている事となるため、回収可能性に基づいて繰延税金資産として計上できる。繰越欠損金は一定の基準に基づいて繰延税金資産を計上することになるが、回収が可能であることが前提になることから、業績が不安定な企業は対象とならない。
- ③ 繰越欠損金における繰越期限は繰越欠損金が発生した時期により異なり、現行の税制では平成20年4月1日以後終了事業年度から平成30年4月1日前開始事業年度までに発生した繰越欠損金については9年間、平成30年4月1日以後に発生した繰越欠損金については10年となっている。
- ④ 繰越欠損金には控除限度額も設定されており、大法人と中小法人等によって異なる。大法人の場合、繰越欠損金の発生時期により控除限度額が異なる一方、中小法人の場合、期限切れでない限り発生時期に関係なく繰越欠損金の全額を控除可能である。
- ⑤ 事業再生において再編手法として合併を選択した場合、合併は消滅会社のあらゆる資産や負債を引継ぐことから、繰越欠損金の引継ぎにより合併後の税負担の軽減が期待できる。ただし引継ぎが認められるのは適格合併のみであり注意が必要である。

問題 19)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- ① 現在設置されている中小企業再生支援協議会(以下「協議会」という)は、中小企業の再生に向けた取り組みを支援する公正中立な公的機関であり、いわば第三者機関として中小企業の再生計画の策定支援、金融機関との調整、計画策定後のフォローアップなどを行っている。
- ② 協議会が債務免除を含む再生計画の策定支援を実施する際の手順や要件を定めたものに「中小企業再生支援スキーム」がある。窮境に陥った事業者の方が、この手順に従って再生計画の策定支援を受け、金融機関等から債務免除等を受けた場合に、対応した税制上の措置を受けることができる。
- ③ 協議会の業務に関し金融庁では、税制の特例措置の創設等の都度、新たな規定を追加や改訂を行っている。新しいところでは「事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例」や「「経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の特例」の延長」などがあげられる。
- ④ 「事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例」とは、平成21年12月4日から平成28年3月31日までの間に債務について金融機関から貸付け条件の変更を受けた法人について事業再生ファンドによる債権放棄が行われた場合、評価損の損金算入が可能となる等の特例であるが、この特例は平成31年3月末までの間延長されている。
- ⑤ 「経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の特例」とは、平成21年12月4日から平成28年3月31日までの間に金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済について、条件変更を受けた法人等について、当該企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には譲渡益を非課税とする特例であるが、この特例は平成31年3月末までの間延長されている。

問題20)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- ① 法人の有する金銭債権について、1) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があった場合 2) 特別清算に係る協定の認可の決定があった場合等により切り捨てられることとなった部分の金額は、それらの事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。
- ② 法人の有する金銭債権について、1) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で一定の要件により切り捨てられることとなった場合 2) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除等により切り捨てられることとなった部分の金額は、それらの事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。
- ③ 法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができる。
- ④ この場合において、当該金銭債権について担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理をすることはできないが、保証債務を有する場合は現実にこれを履行した後でなくとも貸倒れの対象にすることができる。
- ⑤ 債務者について、当該債務者との取引を停止した時以後1年以上経過した場合など、一定の要件を満たす事実が発生した場合には、その債務者に対して有する売掛債権（貸付金その他これに準ずる債権を含まない）について法人が当該売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をしたときは、これを認めるとされている。